

2025年1月14日

地域金融機関との「相続手続き共通化」参加について

アイオー信用金庫（理事長 清水 克美）は、お客さまの利便性のさらなる向上を図るため、2024年4月1日より群馬銀行、高崎信用金庫、桐生信用金庫、しのめ信用金庫において開始した相続手続きに関する事務の共通化について、下記のとおり加わることにいたしましたのでお知らせいたします。

当金庫では、今後もお客さまのご要望にお応えできるよう、より一層のサービスの向上に努めてまいります。

記

1. 参加金融機関

金融機関名	実施時期
群馬銀行、 高崎信用金庫、桐生信用金庫、しのめ信用金庫	2024年4月1日（月）
【今回参加金融機関】 アイオー信用金庫、北群馬信用金庫、 館林信用金庫、利根郡信用金庫、 あかぎ信用組合、群馬県信用組合、 ぐんまみらい信用組合、群馬県医師信用組合	2025年1月20日（月）

2. 共通化の目的

相続手続きにおいて、金融機関ごとに書式や記入方法、ご提出いただく確認書類が異なる等の煩雑さを解消し、お客さまのご負担を軽減するため。

3. 共通化の概要

- （1）お客さまにご記入いただく相続関係書類の共通化
- （2）お客さまからご提出いただく確認書類の共通化

4. その他

本件は相続手続きを共同で行うものではないため、これまで同様、各金融機関への書類の提出は必要となります。

また、被相続人さまのお取引内容によっては、お手続きが一部相違する場合があります。

以上

※本件に関するお問い合わせは、お取引店舗にお願いいたします。